

議案第49号

読谷村児童館設置及び管理条例

読谷村児童館設置及び管理条例（平成27年読谷村条例第13号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、児童館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 児童館の名称は、みらい児童館とし、位置は、読谷村字古堅867番地2とする。

（児童館の管理）

第3条 児童館は、読谷村長（以下「村長」という。）が管理する。

（指定管理者による管理）

第4条 村長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、その管理を法人その他の団体であって村長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（事業）

第5条 児童館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の健全な遊びの場を提供
- (2) 児童の健康増進に関する指導
- (3) 児童のクラブ活動及びレクリエーションに関する事業
- (4) 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(準用規定)

第6条 前条第4号の放課後児童健全育成事業の実施については、読谷村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（令和元年読谷村条例第21号）第7条から第12条までの規定を準用する。

(利用対象者)

第7条 児童館を利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 児童及びその保護者。ただし、未就学児童については、保護者同伴とする。
- (2) 子ども会等の児童団体
- (3) 児童の福祉増進事業に従事する個人又は団体
- (4) 放課後児童クラブの入所児童
- (5) 前各号に掲げる者のほか村長が必要と認めたもの

(利用時間)

第8条 児童館の利用時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、放課後児童健全育成事業に係る部分については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 平日 放課後から午後6時30分まで
 - (2) 学校休業日及び土曜日 午前8時から午後6時30分まで
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は必要があると認めるときは、村長の承認を得てこれを変更することができる。

(休日)

第9条 児童館の休日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は必要であると認めるときは、村長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 6月23日（慰霊の日）

(利用の許可等)

第10条 第7条に規定するものが児童館を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた内容を変更するときも同様とする。

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは利用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 児童館の設置の目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 災害その他不可抗力により児童館の利用ができなくなったとき。
- (3) 正当な手続によらないで利用の内容を変更したとき。
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、児童館の管理上支障があると認められるとき、又はそのおそれがあるとき。

(指定管理者の業務の範囲)

第12条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
- (2) 児童館の施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 第5条各号に規定する事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、児童館の運営に関して村長が必要と認める業務

(損害賠償)

第13条 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失したときは、これを原状に復し、又は生じた損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(村長による管理)

第14条 第4条の規定にかかわらず、村長が児童館の管理を行う場合におけるこの条例の適用については、第8条から第11条までの規定中「指定管理者」とあるのは「村長」と、第8条及び第9条中「村長の承認を得てこれを変更する」とあるのは「これを変更する」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の期間)

第15条 指定管理者が施設の管理を行う期間は、指定の日から起算して10年以内とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の読谷村児童館設置及び管理条例第4条の規定による指定管理者の指定その他当該指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和4年9月28日提出

読谷村長 石嶺傳實